

○神奈川県警察足痕跡取扱規程

(平成12年11月22日神奈川県警察本部訓令第23号)

最終改正 令和6年3月21日神奈川県警察本部訓令第5号

この訓令は、足跡取扱規則及び足跡取扱細則に定めるもののほか、神奈川県警察における足痕跡の取扱基準を定め、足痕跡を組織的に収集し、管理して、その効率的な運用を図り、幅広く犯罪捜査に活用することを目的とする。

主な内容は、

- 現場足痕跡の採取及び送付
- 現場足痕跡の対照及び保管
- 足痕跡手配
- 被疑者足痕跡照会
- 警察庁等への照会
- 鑑定及び検査
- 資料の廃棄
- 取扱経過の記録

等である。